(ii) 要請された場合において、船舶の寄港の準備又は貨物の引取りを行う海運会社に代わって活動すること。

(g) 「海上運送の補助的なサービス」とは、海上貨物取扱サービス、倉庫サービス、通関サービス、コンテナー・ステーション及びコンテナー・デポのサービス、海上運送の代理店サービス及び貨物利用運送サービスをいう。

(h) 「海上貨物取扱サービス」とは、港湾運送会社が行う活動（ターミナルオペレーターの活動を含み、港湾労働者の集団が港湾運送又はターミナルオペレーターの会社から独立して組織されている場合の港湾労働者による直接の活動を含まない。）をいう。港湾運送会社が行う活動には、次の事項を計画し、及び管理することを含む。

(i) 貨物の船舶への積込み又は船舶からの積卸し

(ii) 貨物の固縛又は固縛の解除

(iii) 積込み前又は積卸し後の貨物の受取又は引渡し及び保管

(i) 「倉庫サービス」とは、冷凍品又は冷蔵品の保管サービス、液体又は気体をばらの状態で貯蔵するサービス及び他の物品（綿、穀物、羊毛、たばこその他の農産物及び家庭用品を含む。）の倉庫サービスをいう。

第八・六十九条　義務

各締約国は、適合しない措置その他の措置であって、第八・十二条及び第八・十八条に規定するものの適用を妨げることなく、次のことを行う。

(a) 商業的な及び差別的でない原則に基づく国際海上運送の市場及び国際海上運送に関する貿易への自由なアクセスの原則を尊重すること。

(b) 特に、港へのアクセス、港の基盤及びサービスの利用、海上運送の補助的なサービスの利用、関連する手数料及び課徴金、通関上の便益並びに積込み及び積卸しのための係留場所及び設備の割当てに関し、他方の締約国を旗国とし、又は他方の締約国のサービス提供者が運航する船舶に対し、自国の船舶に与える待遇よりも不利でない待遇を与えること。(注)

注　各締約国は、(a)及びこの(b)に定める原則を適用するに当たり、国際海上運送サービスに関するいかなる協定においてもカーゴ・シェアリングについての取決めを採用し、又は維持してはならない。各締約国は、この協定の効力発生の日の前に効力を有し、又は署名された全ての協定における当該取決めをこの協定の効力発生の日に終了させる。

(c) 他方の締約国の国際海上運送サービスの提供者に対し、自国のサービス提供者に与える設立及び運営に関する条件よりも不利でない条件の下で、自国の領域において企業を設立し、及び運営することを許可すること。

(d) 他方の締約国の国際海上運送サービスの提供者に対し、合理的なかつ差別的でない条件で、港における次のサービスを利用可能なものとすること。

水先
引き船及び引き船支援
食料供給、給油及び給水
ごみ収集及びバラスト廃棄物処理
ポートキャプテン・サービス
航行補助
応急の修理
びょう泊及び係留のサービス
陸岸において行うサービスであって船舶の運航に不可欠なもの（通信、給水及び電気の供給を含む。）

第Ｆ節　電子商取引

第八・七十条　目的及び一般規定

1　両締約国は、電子商取引が経済成長に寄与し、及び多くの分野における貿易の機会を増大させることを認識する。両締約国は、また、電子商取引の利用及び発展を円滑にすることの重要性を認識する。

2　この節の規定は、電子商取引の利用に対する信用及び信頼の環境を醸成することに寄与すること並びに両締約国間における電子商取引を促進することを目的とする。

3　両締約国は、電子商取引における技術的中立性の原則の重要性を認識する。

4　この節の規定は、電子的手段による貿易に影響を及ぼす締約国による措置について適用する。

5　この節の規定は、公営競技等に係るサービス、放送サービス、音響・映像サービス、公証人サービス又はこれと同等の職業サービス及び法律上の代理人サービスについては、適用しない。

6　この節の規定とこの協定の他の規定とが抵触する場合には、その抵触の限りにおいて、当該他の規定が優先する。

第八・七十一条　定義

この節の規定の適用上、

(a) 「アルゴリズム」とは、一連の定められた手順であって、問題を解決し、又は結果を得るために行われるものをいう。

(b) 「暗号」又は「暗号化アルゴリズム」とは、暗号文を作成するために暗号鍵をデータ（平文）と組み合わせる数学的な手法又は式をいう。

(c) 「暗号文」とは、復号なしには容易に理解することができない形式のデータをいう。

(d) 「商業用の情報通信技術製品」とは、商業上の目的のために設計された製品（ソフトウェアを含む。）であって、意図された機能が情報の処理及び電子的手段による通信（送信及び表示を含む。）であるもの又は当該機能が物理的な現象の特定若しくは記録のために若しくは物理的な過程の管理のために適用される電子的な処理である製品をいう。

(e) 「コンピュータ関連設備」とは、商業上の利用のために情報を処理し、又は保存するためのコンピュータ・サーバー及び記憶装置をいう。

(f) 「対象者」とは、次のものをいう。

(i) 対象企業

(ii) 締約国の企業家

(iii) 締約国のサービス提供者

ただし、締約国の金融サービス提供者を含まない。

(g) 「暗号法」とは、データの内容を秘匿し、若しくは偽装し、又はデータの探知されない変更若しくは許可なく行われる使用を防止することを目的とする当該データの変換のための原理、手段又は方法をいい、一若しくは二以上の秘密のパラメーター（例えば、暗号変数）又は関連する暗号鍵の管理を使用する情報の変換に限る。

(h) 「電子認証」とは、電子的な通信若しくは取引の当事者の同一性を検証し、又は電子的な通信の起源及び信頼性を確保する電子的な処理又は行為をいう。

(i) 「電子署名」とは、他の電子データに含まれ、付され、又は論理的に関連する電子的な形式のデータであって、次の目的のために利用することができるものをいう。

(i) 当該他の電子データに関係する者を特定すること。

(ii) その者が当該他の電子データに含まれる情報を承認することを示すこと。

(iii) 当該他の電子データに含まれる情報が改変されていないことを確認すること。

(j) 「暗号化」とは、暗号化アルゴリズムの使用を通じ、データ（平文）を適当な暗号鍵を用いる暗号文に転換することをいう。

(k) 「政府の情報」とは、財産的価値を有しない情報（データを含む。）であって、中央政府が保有するものをいう。

(l) 「暗号鍵」とは、暗号鍵を知る者は暗号化アルゴリズムの演算を再現し、又は逆算することができるが、当該暗号鍵を知らない者はこれらを行うことができないような方法によって当該演算を決定するパラメーターであって、暗号化アルゴリズムに関連して使用されるものをいう。